

## 一般社団法人成田市体育協会入会に関する規程

第1条 一般社団法人成田市体育協会(以下「当法人」という)定款第3章第8条により、加盟団体に関する規定を定める。

第2条 加盟団体は、当法人定款第3条に規定する目的に賛同し、市民スポーツの普及・振興に関する事業を行わなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年11月までに翌年度の事業計画、並びに収支予算書を提出し、又、毎年3月末日までにその年度の事業報告並びに決算報告をしなければならない。

第4条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を当法人に提出し、当法人理事会の承認を得なければならない。

1. 加盟申請書
2. 事務局所在地
3. 所属加盟団体組織一覧表
4. 役員名簿一覧表(役職名、氏名、住所)
5. 前年度の事業概要
6. 当該年度の事業予定表
7. 当該年度の予算書

第5条 理事会は、必要に応じてヒヤリングを行い、明らかな不的確事項がなければ承認するものとする。

このため、別に一般社団法人成田市体育協会加盟審査基準を定める。

第6条 加盟の承認を得た団体は、直ちに当法人定款第8条により正会員として推薦者の氏名、住所、生年月日、電話等連絡先を記載した所定の入会届出書の提出と入会金、加盟団体会費の納入をしなければならない。

第7条 加盟の承認を得た団体は、別に定める当法人加盟審査基準の第3項「加盟団体共通の遵守事項」を守らなければならない。

第8条 加盟団体が退会しようとするときは、定款第10条により所定の退会届を会長に提出する。

### 附 則

- 1 平成27年4月7日より施行する。